

やんばる国立公園(仮称)の指定及び公園計画の決定に係る
パブリックコメントの実施結果

意見番号	内容	ご意見の概要	件数	対応方針
1	国立公園の名称について	名称について、当該地域には、水と自然と鳥があることから「水とともに生きる鳥公園」が望ましい。	1	本公園は、沖縄北部地域の亜熱帯照葉樹林の生態系を中心として、多様な生態系が複合的に一体となった景観を風景形式としており、「水と自然と鳥」に限定されるものではありません。 沖縄北部地域は、「やんばる」とも呼ばれていることから、環境省原案では、本公園を代表する名称として、「やんばる国立公園」としております。
2	公園区域について	沿岸のサンゴ礁域を国立公園区域に含めるべきである。	2	やんばる国立公園(仮称)の指定は、固有種が集中して分布する亜熱帯照葉樹林に代表される我が国の優れた自然の風景地を保護するもので、世界自然遺産への登録を視野に入れたものとなっています。 世界自然遺産科学委員会において、ヤンバルクイナやケナガネズミなど、独特な生物進化の過程を表す陸域生態系が世界自然遺産の価値として評価されていることから、沖縄島の中でも北部3村の森林地域を指定の中心としています。
3	公園区域について	辺野古地区も国立公園区域に含めるべきである。	2	やんばる国立公園(仮称)の指定は、固有種が集中して分布する亜熱帯照葉樹林に代表される我が国の優れた自然の風景地を保護するもので、世界自然遺産への登録を視野に入れたものとなっています。 世界自然遺産科学委員会において、ヤンバルクイナやケナガネズミなど、独特な生物進化の過程を表す陸域生態系が世界自然遺産の価値として評価されていることから、沖縄島の中でも北部3村の森林地域を指定の中心としています。
4	公園区域について	国立公園の区域が狭すぎるため、やんばる全域を区域にし、東部のサンゴ礁海域も含めるべきである。	1	やんばる国立公園(仮称)の指定は、固有種が集中して分布する亜熱帯照葉樹林に代表される我が国の優れた自然の風景地を保護するもので、世界自然遺産への登録を視野に入れたものとなっています。 世界自然遺産科学委員会において、ヤンバルクイナやケナガネズミなど、独特な生物進化の過程を表す陸域生態系が世界自然遺産の価値として評価されていることから、沖縄島の中でも北部3村の森林地域を指定の中心としています。
5	公園区域について	国立公園の区域が狭いため、広げるべきである。	4	やんばる国立公園(仮称)の指定は、固有種が集中して分布する亜熱帯照葉樹林に代表される我が国の優れた自然の風景地を保護するもので、世界自然遺産への登録を視野に入れたものとなっています。 世界自然遺産科学委員会において、ヤンバルクイナやケナガネズミなど、独特な生物進化の過程を表す陸域生態系が世界自然遺産の価値として評価されていることから、沖縄島の中でも北部3村の森林地域を指定の中心としています。 なお、国立公園の区域については、地元関係者等との調整を踏まえたものであり、原案のとおりとさせていただきます。
6	公園区域について	国立公園の区域を名護市以北全域(周辺海域含む)に拡大し、特別保護地区を大幅に拡張すべきである。	1	やんばる国立公園(仮称)の指定は、固有種が集中して分布する亜熱帯照葉樹林に代表される我が国の優れた自然の風景地を保護するもので、世界自然遺産への登録を視野に入れたものとなっています。 世界自然遺産科学委員会において、ヤンバルクイナやケナガネズミなど、独特な生物進化の過程を表す陸域生態系が世界自然遺産の価値として評価されていることから、沖縄島の中でも北部3村の森林地域を指定の中心としています。 なお、特別保護地区の地種区分については、地元関係者等との調整を踏まえたものであり、原案のとおりとさせていただきます。

7	公園区域について	国立公園の指定地域が狭く、陸と海の連続性が十分に確保されているとは考えられず、海生ほ乳類の成育海域の保全も検討されていない。	1	やんばる国立公園(仮称)の指定は、固有種が集中して分布する亜熱帯照葉樹林に代表される我が国の優れた自然の風景地を保護するもので、世界自然遺産への登録を視野に入れたものとなっています。 世界自然遺産科学委員会において、ヤンバルクイナやケナガネズミなど、独特な生物進化の過程を表す陸域生態系が世界自然遺産の価値として評価されていることから、沖縄島の中でも北部3村の森林地域を指定の中心としています。
8	公園区域について	国立公園の範囲をやんばる地域に限定せず、沖縄群島全域を視野に入れて指定すべきである。	1	やんばる国立公園(仮称)の指定は、固有種が集中して分布する亜熱帯照葉樹林に代表される我が国の優れた自然の風景地を保護するもので、世界自然遺産への登録を視野に入れたものとなっています。 世界自然遺産科学委員会において、ヤンバルクイナやケナガネズミなど、独特な生物進化の過程を表す陸域生態系が世界自然遺産の価値として評価されていることから、沖縄島の中でも北部3村の森林地域を指定の中心としています。
9	公園区域について	実効性のある生態系保全がされるよう、名護市以北の海域すべてを国立公園に含めるべきである。	1	やんばる国立公園(仮称)の指定は、固有種が集中して分布する亜熱帯照葉樹林に代表される我が国の優れた自然の風景地を保護するもので、世界自然遺産への登録を視野に入れたものとなっています。 世界自然遺産科学委員会において、ヤンバルクイナやケナガネズミなど、独特な生物進化の過程を表す陸域生態系が世界自然遺産の価値として評価されていることから、沖縄島の中でも北部3村の森林地域を指定の中心としています。
10	公園区域について	名護市の自然度は高まっていることから、名護市も国立公園区域に含めるべきである。	1	やんばる国立公園(仮称)の指定は、固有種が集中して分布する亜熱帯照葉樹林に代表される我が国の優れた自然の風景地を保護するもので、世界自然遺産への登録を視野に入れたものとなっています。 世界自然遺産科学委員会において、ヤンバルクイナやケナガネズミなど、独特な生物進化の過程を表す陸域生態系が世界自然遺産の価値として評価されていることから、沖縄島の中でも北部3村の森林地域を指定の中心としています。
11	公園区域について	山川海と繋がる保護区がなく、海の生物多様性は亜熱帯照葉樹林がもたらす豊かさであることから、ぜひ海と繋がる河川流域も保護区域にしてほしい。	1	やんばる国立公園(仮称)は、固有種が集中して分布する亜熱帯照葉樹林に代表される我が国の優れた自然の風景地を保護するもので、この取組は、世界自然遺産への登録を視野に入れたものとなっています。 世界自然遺産科学委員会において、ヤンバルクイナやケナガネズミなど、独特な生物進化の過程を表す陸域生態系が世界自然遺産の価値として評価されていることから、沖縄島の中でも北部3村の森林地域を指定の中心としています。
12	公園区域について	やんばる地域の自然環境を守るためには、やんばる地域の一部でなく、すべてを保護対象にすべきである。	1	やんばる国立公園(仮称)の指定は、固有種が集中して分布する亜熱帯照葉樹林に代表される我が国の優れた自然の風景地を保護するもので、世界自然遺産への登録を視野に入れたものとなっています。 世界自然遺産科学委員会において、ヤンバルクイナやケナガネズミなど、独特な生物進化の過程を表す陸域生態系が世界自然遺産の価値として評価されていることから、沖縄島の中でも北部3村の森林地域を指定の中心としています。 なお、国立公園の区域については、地元関係者等との調整を踏まえたものであり、原案のとおりとさせていただきます。
13	公園区域について	やんばる地域は、山と海のセットで保護すべきである。	1	やんばる国立公園(仮称)の指定は、固有種が集中して分布する亜熱帯照葉樹林に代表される我が国の優れた自然の風景地を保護するもので、世界自然遺産への登録を視野に入れたものとなっています。 世界自然遺産科学委員会において、ヤンバルクイナやケナガネズミなど、独特な生物進化の過程を表す陸域生態系が世界自然遺産の価値として評価されていることから、沖縄島の中でも北部3村の森林地域を指定の中心としています。

14	公園区域について	まずは北部訓練場を返還し、国立公園区域に含めるべきである。	4	やんばる国立公園(仮称)の公園区域案については、米軍施設・区域である北部訓練場を含まないものとしています。なお、北部訓練場の返還後の取扱いについては、現時点では決まっていないことから、返還された際に検討してまいります。
15	公園区域について	北部訓練場を国立公園区域に含めるべきである。	3	やんばる国立公園(仮称)の公園区域案については、米軍施設・区域である北部訓練場を含まないものとしています。なお、北部訓練場の返還後の取扱いについては、現時点では決まっていないことから、返還された際に検討してまいります。
16	公園区域について	北部訓練場を国立公園区域に含め、返還を実現すべきである。	2	やんばる国立公園(仮称)の公園区域案については、米軍施設・区域である北部訓練場を含まないものとしています。なお、北部訓練場の返還後の取扱いについては、現時点では決まっていないことから、返還された際に検討してまいります。
17	指定書及び計画書について	伐採や北部訓練場の現状等について、図等も用いて市民が理解し易い方法で示し、また、基本方針において「北部訓練場の問題をどうするのか」を明確に示すべきである。	1	指定書及び計画書は、国立公園指定予定地の状況について記載するものです。また、「地区の概要」には、個々の地区の自然景観の特性及び保全の方針、利用の現況と方針について記載するものであることから、原案のとおりとさせていただきます。
18	指定書及び計画書について	国立公園指定書及び計画書に、北部訓練場に関する記述を追加すべきである。	2	指定書及び計画書は、国立公園指定予定地の状況について記載するものであることから、原案のとおりとさせていただきます。
19	指定書について	指定書P5において、「ii)鳥類」や「iii)両生は虫類」などの種についても、レッドリストカテゴリーを記述すべきである。	2	ご意見のとおり記載いたします。
20	指定書について	原案の記述を下記の改訂案のようにすべきである。 原案:「オキナワトゲネズミ(絶滅危惧IA類)は、2008年に30年ぶりに再捕獲され、やんばる地域内でもごく限られた狭いエリアにしか生息していない。」 改訂案:「オキナワトゲネズミ(絶滅危惧IA類)は、1946年にアマミトゲネズミの亜種として発見され、その後の再検討(1989年)により新種として位置づけられた沖縄島固有の哺乳類である。本種の分布南限は、1930年代には名護市北部にあったが、1990年代に大宜味村塩屋と東村平良を結ぶラインまで後退し、2000年代には分布域はさらに北方に縮小した。加えて、2001年以降は生息情報がなく、絶滅が懸念されていたが、2008年に西銘岳周辺において、30年ぶりの捕獲による生息確認があった。現在は、やんばる地域内のごく限られた狭いエリアにしか生息していない。」	1	ご意見を踏まえ、以下の記述とします。 原案: オキナワトゲネズミ(絶滅危惧IA類)は、2008年に30年ぶりに再捕獲され、やんばる地域内でもごく限られた狭いエリアにしか生息していない。 変更後: オキナワトゲネズミ(絶滅危惧IA類)は、1946年にアマミトゲネズミの亜種として発見され、その後、1989年に新種として位置づけられた。2001年以降は生息情報がなく、絶滅が懸念されていたが、2008年に西銘岳周辺において、30年ぶりの捕獲による生息確認があった。現在は、やんばる地域内のごく限られた狭いエリアにしか生息していない。
21	指定書について	世界遺産を視野に入れた国立公園化ならば、指定理由に利用性に富んでいることが挙げられている意味を図りかねる。自然遺産登録は生態系保全で、利用性、文化継承云々は切り離して考えるべきである。	1	国立公園は、優れた自然の風景地を保護するとともにその利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的に指定するものです。なお、国立公園区域のうち、特に規制の厳しい区域を世界自然遺産の推薦区域とする予定です。また、世界遺産においても利用が完全に排除されるものではなく、世界遺産としての価値を維持しつつ利用する「適正利用」の形を構築することが重要だと考えています。

22	基本方針について	「利用に関する基本方針」(p2)で、「利用のルールを検討する」「利用のルールを検討を行う」という表現があるが、「検討する」だけでは、基本方針にある「保護と利用の促進」に実質的に繋がるとはいえない。「利用のルールを制定し、適用する」とすべき。	1	原案のとおりといたします。利用ルール等については、他の関係機関の方針や地域の関係者の意見も踏まえ、検討を進めているところです。
23	基本方針について	基本方針の部分に、やんばる国立公園と世界自然遺産の取組関係について記載すべきである。	1	やんばる国立公園(仮称)は、世界自然遺産への登録も見据えて指定を予定していますが、公園計画書の基本方針は、国立公園の保護と利用の基本的な方針を記載するものであることから、原案のとおりとさせていただきます。
24	基本方針について	公園計画書(1)保護に関する基本方針 1ページ 19行目 原案 「…保護管理を行うことが重要である。」 修正案 「…保護管理を行うとともに、2050年までに「自然と共生する世界」の実現をめざし、2020年目標に向けた戦略計画として定められた愛知目標の20の個別目標達成に貢献する公園計画とその実施が重要である。」 公園計画書(1)保護に関する基本方針 1ページ 21行目 原案 「このため、保護に関する基本的な方針として、重要な資源である野生動植物が…」 修正案 「このため、保護に関する基本的な方針として、生物多様性基本法の基本原則に則り、整備・実施を行うとともに、絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略に基づき、科学的知見の蓄積と人材や予算の確保により、地域関係者が連携した管理体制の構築や保全・普及広報活動の推進を実現する。これらにより、重要な資源である野生動植物が…」	1	当該箇所は、「やんばる国立公園(仮称)」の保護に関する基本方針であり、愛知目標や生物多様性基本法など、自然環境全般に関する記述は掲載する箇所ではないため、原案のとおりとさせていただきます。
25	基本方針について	公園計画書(1)保護に関する基本方針 1ページ 26行目 原案 「施業を行うとともに、これまで行われてきた生活、産業、開発行為の結果、照葉樹林や…」 修正案 「施業を行うとともに、これまで行われてきた生活、産業、林道を含む開発行為の結果、照葉樹林や…」	1	ご提案の文言は、同行の「生活・産業・開発行為」に包括されているため、原案のとおりとさせていただきます。
26	基本方針について	公園計画書(1)保護に関する基本方針 1ページ 27行目(追記) 原案「…自然再生・修復を行う。」 修正案「…自然再生・修復を行う。また当該地域の農業や畜産業においてはその施業に起因する環境影響の改善に向け、保全型施業を推進する施策や事業を、地域の自治体と連携し取り組む。」	1	当該箇所は、「やんばる国立公園(仮称)」の保護に関する基本方針であり、農業や畜産業の施策に関する方針ではないことから、原案のとおりとさせていただきます。
27	基本方針について	公園計画書(1)保護に関する基本方針 1ページ 29行目(追記) 原案 「…影響を防ぐものとする。」 修正案 「…影響を防ぐものとする。とくに外来生物としてのノネコ・ノイヌの対策は、喫緊の課題として、昨年に策定された「外来種被害防止行動計画」に則り、地元自治体のみならず地域および広域なNPOや専門機関らと連携した官民連携による対策とモニタリングの実施体制を構築するとともに、地域住民への普及・広報活動の充実に努める。」	1	当該箇所は、「やんばる国立公園(仮称)」の保護に関する基本方針であり、原案の文言で包括しているため、原案のとおりとさせていただきます。
28	基本方針について	公園計画書(1)保護に関する基本方針 ア規制計画 d 第3種特別地域 2ページ 18行目 原案 「…農業が営まれており、こうした地域の風致の維持を図るため、…」 修正案 「…農業が営まれており、こうした地域の風致や伝統的な森林利用形態による管理とバッファゾーンとしての二次林の維持のため、…」	1	第3種特別地域を含む特別地域は、自然公園法第20条1項に基づき、風致を維持するために行うに一定の制限を行うものであるため、原案のとおりとさせていただきます。

29	基本方針について	公園計画画(2)利用に関する基本方針 2ページ 38行目(追記) 原案 「…利用のルールの検討を行う。」 修正案 「…利用のルールの検討を行うとともに、地元自治体および地元環境ガイド事業者らも参加した、地域が主体の適正な利用に関する監視体制を構築する。さらに地域の観光産業が、やんばる地域の自然環境の保全や保全に向けた広報普及活動に関する資金拠出を行う仕組みまたはその基金モデル実現を目指すとともに、3村が連携した自然環境保全の広域マスタープランの策定に向けて、国や地方自治体および地元関係機関、事業者らと検討を行う。」	1	当該箇所は、「やんばる国立公園(仮称)」の利用に関する基本方針であり、具体的な方法等に関する記述はなじまないため、原案のとおりとさせていただきます。なお、いただいた意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
30	基本方針について	公園計画画P1「(1)保護に関する基本方針」第2段落1行目 ＜意見内容＞ 原案の記述を下記の改訂案のようにすべきである。 原案:重要な資源である 改訂案:重要な保全対象である	1	ご意見を踏まえ、誤解をさけるため、「重要な資源である」の文言は削除します。
31	基本方針について	公園計画画P1「(1)保護に関する基本方針」第2段落4-7行目 ＜意見内容＞ 原案の記述を下記の改訂案のようにすべきである。 原案:希少かつ固有な動植物の生息・生育地として重要な脊梁部の保護の連続性を保ち、溪流植物や両生類などを育む溪流環境を保護し、生態系に配慮した森林施業を行うとともに、これまで行われてきた生活、産業、開発行為の結果、照葉樹林や河川生態系が劣化している場合には、自然再生・修復を行う。 改訂案:希少かつ固有な動植物の生息・生育地として重要な脊梁部の発達した照葉樹林の連続性を保ち、その劣化や分断を防止し、溪流植物や両生類などを育む溪流環境を保護し、生態系に配慮した森林施業を行う。さらに、これまで行われてきた生活、産業、開発行為の結果、照葉樹林や河川生態系等の劣化や分断が生じている場合には、積極的に自然再生・修復を行う。	1	当該箇所は、「やんばる国立公園(仮称)」の保護に関する基本方針であり、原案の文言で包括しているため、原案のとおりとさせていただきます。
32	基本方針について	公園計画画P3「(イ)道路」下から2行目 ＜意見内容＞ 原案の記述を下記の改訂案のようにすべきである。 原案:利用による自然環境の悪影響を防止し 改訂案:道路整備による乾燥化、車両・人の通行、ゴミの遺棄やイヌ・ネコの遺棄等、利用による自然環境への悪影響を防止し	1	当該箇所は公園事業の整備・維持管理の方針を示す記述であり、原案のとおりといたします。なお、道路利用による悪影響については、沖縄県ややんばる3村、地域の関係者との連携強化も重要と認識しており、今後の施策の参考とさせていただきます。
33	保護規制計画について	特別保護地区の範囲が狭いため、拡大すべきである。	4	特別保護地区の地種区分については、地元関係者等との調整を踏まえたものであり、原案のとおりとさせていただきます。なお、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
34	保護規制計画について	木竹の伐採ができないなど実施的効果のある特別保護地区及び第1種特別地域の区域を拡大すべきである。	2	特別地域の地種区分については、地元関係者等との調整を踏まえたものであり、原案のとおりとさせていただきます。なお、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
35	保護規制計画について	オキナワトゲネズミの保全を考える上で、積極的な生息地の拡大を考慮し、現生息地の隣接する森林の保護区指定をもっと厳格に設定すべきである。	1	特別地域の地種区分については、地元関係者等との調整を踏まえたものであり、原案のとおりとさせていただきます。なお、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
36	保護規制計画について	生態系にとって意味のある境界線とゾーニングを行うべきである。	1	国立公園や保護規制計画の境界については、地元関係者等との調整を踏まえたものであり、原案のとおりとさせていただきます。なお、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
37	保護規制計画について	特別保護地区の範囲が分かりにくいいため、境界線は尾根や谷筋など分かりやすいものに設定してほしい。	1	特別保護地区の境界については、地元関係者等との調整を踏まえたものであり、原案のとおりとさせていただきます。なお、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

38	保護規制計画について	保護地区の区分が不可解である。	1	特別地域の地種区分については、地元関係者等との調整を踏まえた結果、現在の案となったものであり、原案とおりとさせていただきます。
39	保護規制計画について	第1種特別地域を拡大し、生物の遺伝的多様性を維持するためにも各区の連続性を重視するべきである。ただし、指定後の各種許認可にあたっては、地域の伝統文化習俗の健全な維持のために弾力的な運営が行われること、ひいては地域住民からの国立公園に対する好意的な理解が進む地域共存の施策を望む。	1	特別地域の地種区分については、地元関係者等との調整を踏まえたものであり、原案とおりとさせていただきます。なお、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
40	保護規制計画について	第二種特別地域予定のネクマチチ岳山ろく部周辺の土地について、現在農園の設置を計画している。農園面積や農地の造成行為を行う上で、農園設置計画の遂行に大幅な支障を来すことを危惧していることから、国立公園の指定地域からの除外、もしくは、第三種特別地域や普通地域等、農園設置と自然環境の保護の両立を検討する余地を残した指定をお願いしたい。	1	特別地域の地種区分については、地元関係者等との調整を踏まえたものであり、原案のとおりとさせていただきます。第二種特別地域は、農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域であり、国立公園指定後であっても、農園設置と自然環境の保護の両立を検討する余地はあるものと考えます。国立公園指定後については、具体的な計画内容について、事前にご相談いただければと思います。
41	保護規制計画について	尾西岳周辺、西銘岳周辺、座津武川中上流域、比地・奥間川中上流域、与那覇岳登山路、伊湯岳周辺などをもっとランクの高い区域にしてほしい。	1	特別地域の地種区分については、地元関係者等との調整を踏まえたものであり、原案とおりとさせていただきます。なお、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
42	保護規制計画について	やんばる地域は決してこれ以上人間を沢山誘致出来る自然的な余裕が無い。むしろマイカー規制などの入域制限を講じるべき。	1	当該地域の利用のあり方について、各者による検討がなされているところであり、国立公園の保護及び適正な利用の観点からも、引き続き検討を続けてまいります。なお、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきますが、一般に、利用ルール等については、他の関係機関の方針や地域の関係者の意見も踏まえた合意形成が必要と考えます。
43	利用施設計画について	新しい道路や施設を作る必要は無い。道路を増やせばロードキルの増加やオートバイの暴走脅威も増加する。	1	道路、宿舍等の公園利用施設の計画については、既存施設を公園計画に位置づけているものも多く、必ずしも新たな路線開設や公園内での観光開発を意図するものではありません。道路におけるヤンバルクイナの保護対策としては、関連機関の取組や地元の協力も得て、重点区間の設定、クイナ飛出防止フェンス、カルバート、減速帯の設置、側溝清掃、普及啓発事業が行われています(交通事故対策重点区間では事故件数が減少しています)。当該地域のロードキル対策は、事故の発生状況や利用状況なども勘案しつつ、引き続き、道路管理者や地域の関係者の理解を得つつ取り組みます。
44	利用施設計画について	箱モノはこれ以上必要ない。	1	国立公園は、優れた自然の風景地を保護するとともにその利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的に指定するものです。なお、道路、宿舍等の公園利用施設の計画については、基本的には、既存施設を公園計画に位置づけているものです。
45	利用施設計画について	やんばるで昆虫採集や動物観察、花散策を楽しんでいる方々のトラブルを防止のため、禁止区域が分かるように看板表示をつけて欲しい。	1	国立公園において禁止される行為(許可が必要な行為)や、その適用区域についての周知に努めます。一方で、自然公園法の規制の適用外であったとしても、優れた自然環境保全の観点から、地域のルールがある場合、これを尊重する姿勢も必要と考えます。
46	利用施設計画について	慣れない登山者が増えると、誤って道に迷いやすいため、判別しやすいように散策路に標示板など立て、マングース道の一部を散策路として活用させるべきである。	1	マングース道はマングース防除事業のために設定しており、基本的には一般利用を促進させることは考えておりません。なお、公園計画に位置づけられた歩道の利用にあたっては、ルール作りや具体的な整備内容を含め、地元とも調整しつつ検討してまいります。

47	利用施設計画について	各集落単位の観光業の振興につながる事が期待され、安田、安波だけでなく、その他の集落でも、気運が高まったときに、ガイド付きのコントロールされた観光活動に古い林道や歩道を再利用できるよう、将来の整備の可能性を残しておいて欲しい。	1	歩道等の再利用や将来の整備については、その必要性も含め、公園計画の見直しを行うなかで、地域の関係者の意見も踏まえ、検討して参ります。
48	利用施設計画について	これまでも環境保全を理由とした施設や道路建設による重要な保全対象環境の破壊事例が多数あることを踏まえ、最小限の建設事業に留め、またその行為にあたっては当該建設地区での少なくとも2シーズンにわたる十分な生物調査が行われるべきである。	1	国立公園は、優れた自然の風景地を保護するとともにその利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的に指定するものです。 なお、道路、宿舎等の公園利用施設の計画については、基本的には、既存施設を公園計画に位置づけているものです。
49	利用施設計画について	ヤンバルクイナの事故対策として新たな対策が考えられていない上に、ヤンバルクイナの密度の高い楚洲地区では違法にサーキット場が建設され、週末になると多くのレース車両が国道2号線・70号線を走るようになっている。このような状況が許されているというのはそもそも自然を保全しようという行為に逆行しており、国立公園内では許されるべきものではない。	1	当該地域のロードキル対策は、事故の発生状況や利用状況なども勘案しつつ、引き続き、道路管理者や地域の関係者の理解を得つつ取組を強化していきます。 なお、ご指摘のサーキット場は国立公園区域の外になります。
50	利用施設計画について	公園計画の中で、コアエリアとバッファゾーンの設定を明確にし、バッファゾーン内での交通事故対策にはやんばるに適したエコロード作りを推進していくべきである。	1	ロードキル対策については、引き続き、道路管理者や地域の関係者の理解を得つつ、取組を強化していきます。
51	利用施設計画について	公園計画書(3)施設計画(イ)道路 3ページ 19行目 原案 「…歩道の整備を行う。劣化が生じる場合…」 修正案 「…歩道の整備を行う。なお、特別保護地区における歩道の自由利用は原則禁止とし、入域にあたっては地元認定ガイドの同道を必要とするルールを整備する。劣化が生じる場合…」	1	国立公園は優れた自然の風景地の保護するとともに、適正な利用の増進を図ることを目的としているため、原案のとおりとさせていただきます。利用ルール等については、他の関係機関の方針や地域の関係者の意見も踏まえた合意形成が必要と考えます。 なお、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
52	調査について	1980年頃からはじまった森林の大規模伐採によって裸地にされた山地も今は植林によって青々と見えるが、かつてそこで生息していた動植物が生きながらえているか、疑問であり、しっかりとした調査を行うべきである。	1	やんばる国立公園(仮称)の指定案は、これまで実施してきた各種自然環境調査の結果も踏まえたものです。なお、国立公園指定後に公園計画の見直しを行う際などに、必要に応じて各種自然環境調査の実施についても検討いたします。
53	調査について	最近の森のなかにはハゲた黄色山肌が目立ち、亜熱帯照葉が乾燥し始めたと聞か、当該計画の制定に際して、是非十分調査してほしい。	1	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
54	調査について	北部訓練場があることにより、環境に悪影響を及ぼす深刻な問題が山積しています。ただちに多数の専門家により客観的に精査されるべきです。	1	やんばる国立公園(仮称)の指定案は、これまで実施してきた各種自然環境調査の結果も踏まえたものです。なお、国立公園指定後に公園計画の見直しを行う際などに、必要に応じて各種自然環境調査の実施についても検討いたします。
55	調査について	昆虫を初めとする生物の解明が遅れていることから、国立公園指定前後において自然環境調査を実施すべきである。	2	やんばる国立公園(仮称)の指定案は、これまで実施してきた各種自然環境調査の結果も踏まえたものです。なお、国立公園指定後に公園計画の見直しを行う際などに、必要に応じて各種自然環境調査の実施についても検討いたします。
56	北部訓練場について	国立公園指定よりも、北部訓練場の返還が先である。	14	やんばる国立公園(仮称)の指定予定範囲には、固有種が集中して分布し、亜熱帯照葉樹林に代表される我が国の優れた自然の風景地が見られることから、当該地域に、法律に基づく保護区が設定されることは意義のあることと考えます。

57	北部訓練場について	現地の方は基地のすき間で生きており、広範囲の指定は、土建や農業という国立公園化とは相反する生活をされてきた方々を圧迫するのではなか。無駄な林道、放置農地などを埋め戻すこと、基地内での規制などが第一歩ではないか。	1	国立公園の指定に当たっては、地域の関係者と丁寧な調整を行い、理解を得ながら進めているところです。 なお、北部訓練場の返還後の取扱いについては、現時点では決まっていないことから、返還された際に検討してまいります。
58	北部訓練場について	やんばるの森林地帯の大部分を占める米軍施設内の自然保護について、環境省はどのように考えているのか。	1	やんばる国立公園(仮称)の公園区域案については、米軍施設・区域である北部訓練場を含まないものとしています。 なお、北部訓練場の返還後の取扱いについては、現時点では決まっていないことから、返還された際に検討してまいります。
59	北部訓練場について	環境省として隣接する北部訓練場から受ける影響と対策を真摯に考慮するべきではないか。	1	国立公園内については、自然公園法に基づいた管理を図ってまいります。
60	北部訓練場について	国に安全保障の問題で防衛省などが米軍基地を必要とする立場なのは仕方がないと思うが、だからこそ環境省には、本当に環境を守る立場で検討を深めていただきたい。	1	やんばる国立公園(仮称)の指定予定範囲には、固有種が集中して分布し、亜熱帯照葉樹林に代表される我が国の優れた自然の風景地が見られることから、当該地域に、法律に基づく保護区が設定されることは意義のあることと考えます。 なお、北部訓練場の返還後の取扱いについては、現時点では決まっていないことから、返還された際に検討してまいります。
61	北部訓練場について	米軍基地に、自然が壊されることのないよう、オスプレイなどの飛ばない、平和で、自然ゆたかなやんばるを守ってほしい。	1	やんばる国立公園(仮称)の指定予定範囲には、固有種が集中して分布し、亜熱帯照葉樹林に代表される我が国の優れた自然の風景地が見られることから、当該地域に、法律に基づく保護区が設定されることは意義のあることと考えます。 なお、北部訓練場の返還後の取扱いについては、現時点では決まっていないことから、返還された際に検討してまいります。
62	北部訓練場について	北部訓練場について、その自然環境に応じて、特別地域または普通地域の各エリアとして指定するとともに、全域の返還にむけた両国間合意によるスケジュールの策定作業や関係省庁との連携・協議を含む実施方針について記載すべき。	1	やんばる国立公園(仮称)の公園区域案については、米軍施設・区域である北部訓練場を含まないものとしています。 なお、北部訓練場の返還後の取扱いについては、現時点では決まっていないことから、返還された際に検討してまいります。
63	北部訓練場について	北部訓練場の返還を求めべきであり、返還されるまでの期間は、自然破壊が進まないように訓練の形態・内容について規制をかけるべき。危険性を排除し汚染を防止するため、上陸訓練、航空機の地形飛行・低空飛行、行軍訓練を禁止すべき。	1	やんばる国立公園(仮称)の公園区域案については、米軍施設・区域である北部訓練場を含まないものとしています。 北部訓練場の返還後の取扱いについては、現時点では決まっていないことから、返還された際に検討してまいります。
64	北部訓練場について	北部訓練場が隣接した状態で、世界自然遺産登録は可能なのか。国立公園に指定された区域上空を米軍機が飛行した場合、どのような対策を考えているのか。	1	世界遺産としての登録の可否は、個々の案件に応じて、個別具体的に世界遺産委員会の定める基準に基づき、顕著な普遍的価値及び保護管理措置の有無等に照らして行われることとなります。軍事基地が隣接していること自体が、遺産登録審査における大きな評価材料になるわけではありません。なお、自然公園法上、区域上空を航空機が飛行することに対しては規制対象としておりません。
65	北部訓練場について	北部訓練場を無条件で返還させるべきである。	1	やんばる国立公園(仮称)の指定予定範囲には、固有種が集中して分布し、亜熱帯照葉樹林に代表される我が国の優れた自然の風景地が見られることから、当該地域に、法律に基づく保護区が設定されることは意義のあることと考えます。
66	北部訓練場について	まずは、米軍オスプレイ用ヘリパッド建設の中止、北部訓練場の全面返還に取り組むべきである。	1	やんばる国立公園(仮称)の指定予定範囲には、固有種が集中して分布し、亜熱帯照葉樹林に代表される我が国の優れた自然の風景地が見られることから、当該地域に、法律に基づく保護区が設定されることは意義のあることと考えます。

67	北部訓練場について	北部訓練場について、指定公園選定の動きの中ではあえて触れないようにしているのではないか。「自然保護」を目的とするならば、正面から米軍の存在と向き合わないと意味がない。	1	やんばる国立公園(仮称)の公園区域案については、米軍施設・区域である北部訓練場を含まないものとしています。なお、北部訓練場の返還後の取扱いについては、現時点では決まっていないことから、返還された際に検討してまいります。
68	北部訓練場について	北部訓練場を撤廃し、林道や遊歩道、その他施設を作ることなく、豊かな森と自然、動植物を保全すべき。	1	やんばる国立公園(仮称)の指定予定範囲には、固有種が集中して分布し、亜熱帯照葉樹林に代表される我が国の優れた自然の風景地が見られることから、当該地域に、法律に基づく保護区が設定されることは意義のあることと考えます。なお、北部訓練場の返還後の取扱いについては、現時点では決まっていないことから、返還された際に検討してまいります。また、道路、宿舎等の公園利用施設の計画については、既存施設を公園計画に位置づけているものも多く、必ずしも新たな路線開設や公園内での観光開発を意図するものではありません。
69	利用ルールについて	ジープなどで深くえぐられた砂利道が所々にあり、赤土流失の原因となっている。緊急時以外は車両禁止にできないのか。	1	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
70	利用ルールについて	やんばる国立公園(仮称)の指定は是非実現して頂きたい。自然が主役であることを念頭に、施設は今あるものを活用するなど最小限にし、公園利用のルールを含むソフト面を充実すべきではないか。	1	いただいた意見は今後の施策の参考とさせていただきます。利用ルール等については、他の関係機関の方針や地域の関係者の意見も踏まえ、検討を進めているところです。
71	利用ルールについて	許可された車両以外が容易に森林域に入林できないように、村および県の林道の入口にゲートを設け、破壊されないように毎日確認する体制を整えてほしい。	1	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
72	利用ルールについて	国立公園計画に先立って、地元の自然環境保護の有識者を含む評議会の設立が不可欠。高度な環境保全の意識/知識を持つガイドの育成が早急に着手して頂きたい。	1	当該地域の利用のあり方について、各者による検討がなされているところであり、国立公園の保護及び適正な利用の観点からも、引き続き検討を続けてまいります。なお、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
73	利用ルールについて	入山に関してこれまで通りでいいのか、どのような制限がかかるのか知りたい。また、トイレ(特に女性)を整備して欲しい。	1	今回の国立公園指定により、自然公園法による入山制限はありません。国立公園の利用のあり方や増加する利用者への対応については、ルール作りや具体的な施設整備内容を含め、地元とも調整しながら検討してまいります。
74	利用ルールについて	優秀なガイドの養成と3村による観光ツアー企画発信型セールスが必要である。	1	いただいた意見は今後の施策の参考とさせていただきます。利用ルール等については、地元とも調整しながら検討してまいります。
75	その他	生物多様性保全に尽力するスタッフが不足していると思われることから、自然保護官などの人員を増やして欲しい。	2	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。ご指摘の点は、沖縄県ややんばる3村との連携強化も重要と認識しています。
76	その他	「景観」と「風致」の違いは重要な語句については、きちんと定義や説明をつけること。また「風致」のように容観性/主観性の問題に発展する可能性のある語句については、そのように記して、対応の方針を示すこと。	1	『自然公園法の解説(中央法規出版 昭和52年)』によれば、「風致」とは、人の五感に対して美的感興を与える自然物ないしは自然現象及びこれらを含む自然環境ないしはこれらがもたらす美的雰囲気であり、「景観」とは、「風致」に包含される概念ですが、「植物、動物、地質、鉱物等の自然物若しくはこれらに基づく自然現象又は史跡、遺跡等の文化景観によって構成される特異な風致であって、公園要素の精髓」と記述されていますので、指定書及び計画書においては原案のとおりいたします。

77	その他	「森林整備事業」から「森林保護による地域振興」への転換を図ることができる国立公園計画にすべき。	1	当該地域の森林は、琉球王府時代から現代まで沖縄の森林資源の供給地としての役割を担い、現在も沖縄県における林業・林産業の拠点でもあります。国立公園内においては、公園計画に基づき、自然環境と森林施業の調整を図ってまいります。
78	その他	この度、やんばるを守る動きのひとつを受け止め、ぜひとも、ウルルのようにして「やんばる」が世界の注目を集める自然の宝庫として残ってゆくように願う。将来の人々に残してあげられることを大事にしていきたいと思う。	1	優れた自然を有する当該地域を国立公園に指定し、後世に引き継ぐとともに、世界自然遺産への登録を目指しています。ご期待に沿うべく、今後も取り組んでまいります。
79	その他	自然を見せたいなら自然のままでよい。木や草だって生きている。切られるほうの身になってください。	1	国立公園は、優れた自然の風景地の保護とその利用の増進を図ることを目的としています。利用の増進に当たっては、自然環境に十分配慮しながら、必要最低限の整備や維持管理を行ってまいります。
80	その他	なぜやんばるの森の木を切る必要があるのか。森の木はクイナたちに必要なものである。もう木を切るのは止めてほしい。	1	当該地域の森林は、琉球王府時代から現代まで沖縄の森林資源の供給地としての役割を担い、現在も沖縄県における林業・林産業の拠点でもあります。固有種が集中して分布する亜熱帯照葉樹林に代表される優れた自然を有する当該地域に、地域の文化・産業と調整のうえ、法律に基づく保護区が設定されることは意義のあることと考えます。
81	その他	やんばるの世界遺産登録について反対。少しは動植物の立場になって考えたのか。動植物たちにはデメリットがたくさんある。きちんとこの計画に関わる者たち全員の立場になって考えるべき。	1	やんばる国立公園(仮称)は、固有種が集中して分布する亜熱帯照葉樹林に代表される我が国の優れた自然の風景地を保護するものです。国立公園の指定は、動植物の生息・生育環境保全に寄与すると考えています。
82	その他	科学的根拠に基づいた国立公園の設置が必要である。根拠となる科学的データを公表すべきである。	1	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
83	その他	国立公園では開発しやすいと考えられ不安であり、国立公園でも特別保護区以外は不安は残るが、国立公園より世間にアピールしやすい。周囲の環境が国立公園や世界遺産になることで、大人数の侵入が考えられるが、西海岸が同様に国立公園化されることで、一定のルールなどが作りやすく、浅場ゆえの問題として、気象による水温上昇・人為的な工事やレクリエーション等からの保護を考えやすい。国立公園化を検討して欲しい。	1	沖縄海岸国立公園は、海岸線の景観を主とした亜熱帯地域の代表的な風景地として国立公園に準ずる地域として国立公園に指定されています。国立公園区域と重複しない区域については、国立公園指定後も国立公園として沖縄県により管理が行われます。
84	その他	今後もより一層の努力を続けるとともに国や沖縄県をはじめとする官民一体となった取り組みと、積極的かつ具体的な計画の実行を求める。	1	優れた自然を有する当該地域を国立公園に指定するとともに、希少種対策・外来種対策等の各取組についてを強化していきたいと考えています。ご期待に沿うべく、今後も取り組んでまいります。
85	その他	散策路を整備するときは、動植物の観察ポイントを所々に設置し、場合によっては安全で観察しやすい位置に珍しい植物を移植する許可を下さい。	1	国立公園は、我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地であることから、必要な場合を除き、自然状態での保全が重要であるとと考えています。
86	その他	自然にできたため池に珍しいカエルやイモリなどが生息し、絶好の観察ポイントになっている所があるが、しだいに埋まってきており、数年後にはため池は消滅してしまうであろう。このような場所を一部浚渫して、観察地を持続させたい。また、似たようなため池を人工的に数カ所設置すれば、入客を分散して維持しやすい。	1	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。基本的には、自然の推移に委ねることを第一義としますが、具体的な場所や対象種の生息・生育状況等によっては、対策を考える場面もあり得るものと考えます。
87	その他	小さな沖縄でも更に大きくない面積ながら生態系など特異性が認められ、美しいやんばるが国立公園化され、子、孫など、後世に大きな変化がなく、美しく貴重な地球の財産として保護され愛される地域になるよう、心から願っている。大きな誇りを感じる。	1	優れた自然を有する当該地域を国立公園に指定し、後世に引き継ぐとともに、世界自然遺産への登録を目指しています。ご期待に沿うべく、今後も取り組んでまいります。

88	その他	森林伐採を止めてほしい。	1	当該地域の森林は、琉球王府時代から現代まで沖縄の森林資源の供給地としての役割を担い、現在も沖縄県における林業・林産業の拠点でもあります。国立公園内においては、公園計画に基づき、自然環境と森林施業の調整を図ってまいります。
89	その他	他の国立指定公園を見ていると、観光誘致と結びつけている地域も多い。その地を訪れる人の増加が、かえって開発や自然の磨耗につながらないか心配。	1	国立公園は、優れた自然の風景地を保護するとともにその利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的に指定するものです。保護と利用のバランスが重要と考えており、ご懸念については、今後も当該地域の自然の価値が損なわれることのないよう、注視してまいります。
90	その他	無用な林道をはぎとり、もとの豊かなやんばるの森に戻していく。そんな地道な取り組みが大切だと思う。	1	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。当該地域の森林は、琉球王府時代から現代まで沖縄の森林資源の供給地としての役割を担い、現在も沖縄県における林業・林産業の拠点でもあります。国立公園内においては、公園計画に基づき、自然環境と森林施業の調整を図ってまいります。
91	生物について	ヤンバルクイナの交通事故防止のため、大国林道にハンブを設置し、自動車のスピード制御をしてほしい。	1	県道2号及び70号においては、道路管理者により、減速帯が設置されています。また、過去のロードキル情報をもとにヤンバルクイナの交通事故防止重点区間を県道70号線上に設定し、ロードキル対策を強化しています。その他の路線については、事故の発生状況や利用状況なども勘案し、道路管理者や地域の関係者の理解を得つつ、対策を検討する必要があります。
92	生物について	ヤンバルクイナの事故防止対策として注意喚起のみで効果はあるのか。森を貫く道路を増設することはヤンバルクイナなどの固有種の生息数を保護することにつながるのか。これ以上、人間は森に介入すべきでない。	1	道路におけるヤンバルクイナの保護対策としては、関係機関の取組や地元との協力も得て、交通事故対策重点区間の設定、クイナ飛出防止フェンス、アンダーパス、減速帯の設置、側溝清掃、普及啓発事業等が行われています(交通事故対策重点区間では事故件数が減少しています)。また、国立公園は、優れた自然の風景地を保護するとともにその利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的に指定するものです。
93	生物について	ヤンバルクイナの南限が拡大している一方、個体の定着ができていないことから、この要因が何かという調査をし、対策をするべき。	1	ご指摘の点については、現在、やんばる地域南部のヤンバルクイナ等の希少種の回復状況について評価を行っているところです。
94	生物について	イヌ・ネコなどのペット由来の外来種がやんばるの希少種与える影響が大きいため、捕獲等の直接的な対策、適正飼育の普及啓発、条例の強化をサポートするなどの対策の強化を進めてほしい。	1	マングース防除事業の中でノネコ、ノイヌの捕獲と譲渡を実施している他、自治体でノイヌに対応しているところです。また地域と協働で、適正飼育の普及啓発を実施しています。引き続き、地元自治体と連携して取組を強化していきます。
95	生物について	ケナガネズミなどが激減したのはネコが捕食したとも考えられ、ネコやイヌが増加した場合、これらの絶滅の危険が出てくるため、早急に対策すべき。	1	マングース防除事業の中でノネコ、ノイヌの捕獲と譲渡を実施している他、自治体でノイヌに対応しているところです。また地域と協働で、適正飼育の普及啓発を実施しています。引き続き、地元自治体と連携して取組を強化していきます。
96	生物について	国立公園予定区域のノネコ、ノイヌの数は把握しているのか、また、どのような対策をし、今後していくのか、さらにどのくらいの期間を目処にノネコ、ノイヌをこの地域からなくすのか。	1	ノネコ、ノイヌの数は把握が困難です。マングース防除事業の中でノネコ、ノイヌの捕獲と譲渡を実施している他、自治体でノイヌに対応しているところです。また地域と協働で、適正飼育の普及啓発を実施しています。今後の作業目標については関係機関等と協議していきます。引き続き、地元自治体と連携して取組を強化していきます。

97	生物について	沖縄全域でのペット適正飼育を展開していく必要があり、動植物それぞれに自然保護官などの専門家を増やし、普及啓発することがやんばるの野生生物の保護に寄与する。	1	ペットの適正飼養については、自治体と連携した普及啓発を強化していきます。ご指摘の点は、沖縄県ややんばる3村、地域の関係者との連携強化も重要と認識しています。
98	生物について	動物愛護の観点等から、国による管理能力が著しく貧弱であることから、案について再度見直すべきである。	1	国立公園は、優れた自然の風景地の保護と利用を図るために、我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地です。やんばる地域は、国内最大級の亜熱帯照葉樹林が広がり、ヤンバルクイナなど多種多様な固有種が生息・生育するなど、我が国を代表する傑出した自然の風景地であることから、やんばる国立公園(仮称)として指定することを予定しています。
99	生物について	マンガースなどを出来るだけ早く根絶するためにも大きな労力(資金、人材)を投入してほしい。	1	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。ご指摘の点は、沖縄県ややんばる3村、地域の関係者との連携強化も重要と認識しています。
100	生物について	マンガースは防除事業の成果として北部地域で生息数が減少しているものの、2006年にNPO法人どうぶつたちの病院によって開催されたCBSGの専門家を招聘しての国際会議において設定された目標は2014年には北部地域での根絶であり、その目標にはまだまだ達していません。さらに中南部のマンガースの根絶がなければ本当の成功にはなりません。	1	マンガースについては、平成26年度までのやんばる地域からの根絶が難しいことから、平成25年度から第2期マンガース防除実施計画を策定し、平成34年度までにやんばる地域から根絶することを目指しています。
101	生物について	オキナワマルバネクワガタを特定種にお願いしたい。	1	現時点ではオキナワマルバネクワガタは、飼育繁殖技術が確立したとは言えないと考えています。飼育繁殖技術の確立に必要な遺伝的多様性等は明らかにされておらず、現時点で販売可能な特定国内野生動植物種に指定することは困難と考えます。
102	生物について	国立公園の一部ではクワガタやカブトムシを持ち帰ってよいようにし、また、繁殖したクワガタなどを放す場所をつくらせてほしい。	1	国立公園は、我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地であることから、必要な場合を除き、自然状態での保全が重要であると考えています。
103	生物について	ヤンバルテナゴコガネが絶滅する前に繁殖技術を開発し、地元活用することを検討してほしい。	1	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づくヤンバルテナゴコガネ保護増殖事業計画の下、本種の生態や生息状況調査を実施している他、飼育下での飼育技術及び繁殖技術の確立のため、救護個体の飼育及び飼育下繁殖に現在取り組んでいます。なお、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。